教育資料室だより

No.25　令和6(2024).7.1
発行　桐生市教育資料室
桐生市小曽根町1－9（西小学校内）
電話･FAX　0277(43)3171

桐生の教育史をたどる

【学制その13】試験制度

学制その９(資料室だよりNo.17)でふれたように、小学校は下等小学、上等小学の二等に分かれていました。生徒(児童)は、下等小学第八級に入学し、第一級までの課程を履修した後、上等小学第八級に進級しましたが、各級への進級と卒業の際には、必ず試験が行われることとなっていました。

> 第四十八章　生徒ハ諸学科ニ於テ必ス其等級ヲ踏マシムルコトヲ要ス故ニ一級毎ニ必ス試験アリ一級卒業スル者ハ試験状ヲ渡シ試験状ヲ得ルモノニ非サレハ進級スルヲ得ス

この規定に基づき、栃木県(※)は明治７年６月「小学生徒進級試業規則」を定め、「下等小学進級試験方法」を凡例として示して[右に資料を掲載]います。文部省は「生徒階級ヲ踏ム極メテ厳ナラシムヘキ事」と指示していましたが、学制発布当初は、年齢差のある者が同一の級に就学していたことも多く、規則通りに厳格に運用されていたわけでもないようです。『群馬県教育史』第一巻には、明治７年３月に勢多郡津久田村の小学校に入学した生徒の言として、次のような記述があります。

> 「授業は唯反復読破するものなり、理科の如きものすら字引があって唯素読、暗誦が出来れば優等生なり、従って開校当時の試験は背誦にて採点するものにして、試験のときは先生が二人位並び居り其前に出て一礼し第幾課を読めと命ずる故暗誦すればよし、此時先生の方に背を向けて全く背誦せしむる試験官もあり、偖背誦中支えるときは先生が読み教へて口つつきをよくして読ませ、其支へし度数などを数へ二人の先生が評議して採点するものなり」

これが県内全般の小学校に当てはまるかどうかは定かではありません。また、桐生の学校の実態を示す資料も残っていませんが、学制発布当初の学校の様子を垣間見ることができます。進級認定については６ヶ月履修の後が原則でしたが、学業成績優秀の者は短期間で進級卒業できたという記録も残っています。

進級試験は各学校ごとに教師の判断で行われていましたが、明治10年５月に群馬県布達が出され、毎年３月、９月に「定期試験」として実施することとなります。翌11年３月には「小学試験法」が編成され、月末に小試験、春秋２回の進級試験、卒業認定のための昇等試験が定期的に行われるようになりました。〈学制その14へ続く〉

☆参考『桐生市教育史(上巻)』『群馬県教育史(第一巻)』
『学制百年史:文部省(昭和47年刊)』

☆『学制』条文は、『学制百年史資料編』のほか国立教育政策研究所教育図書館貴重資料ﾃﾞｼﾞﾀﾙｺﾚｸｼｮﾝでも閲覧できます。

※ 明治７年には、東毛三郡(山田郡[桐生を含む]･新田郡･邑楽郡は栃木県に所属していました。

小学生徒進級試業規則

第一条　試験ノ当日学務掛并学区取締トモ臨席スルヲ法トス
但当掛繁務等ニテ出張スル能ワサルトキハ、督業官ヲシテ代視セシムルコトアルヘシ

第二条　生徒満期熟達ノ者アリ、試験昇級セント欲スルトキハ、予テ期日ヲ刻シ名簿ヲ以テ届出ヘシ

第三条　当日生徒ノ父兄親戚及ヒ有志ノ輩陪席聴聞致度モノハ、名刺ヲ以テ其校属吏ヘ申出ツヘシ

第四条　試験ノ上学業合格ノ者ハ、学制第百五十九章ノ書式ニ照準シ毎級卒業証書相渡スヘシ
但抜群秀出スルモノハ臨時褒賞ヲ賜与スルコトアルヘシ

第五条　卒業証書渡済ノ上別紙雛形 之略 ニ倣ヒ届書両通差出ヲ則トス

下等小学進級試験方法

○同級ノ生徒大抵二十人ヲ限リ一机一人ト定メ、他生徒ノ傍観セサル様注意スヘシ

○総テ最初率爾ノ答ハ謬誤アルモ計リ難ケレハ、宜ク再考致サセ然ル後答ヘシムヘシ

○算術書最モ総テ生徒ヲシテ一斉ニ書取ラシムルトキ、各生徒ノ傍観及ヒ濫吹スル等、教師ハ勿論試業ニ預ルモノハ最モ注意スヘシ

○読物ヨリ習字ニ至ル一級ノ業三失マテハ進級ヲ許ス、過クルモノハ落第トス
但暗記問答中過失アルモ、意義ニ大害ナキ者ハ一失トナスヘカラス、然レトモ再三ニ至レハ積テ一失ト為ス、故ニ教師ハ勿論試業ニ預ルモノハ最モ注意致シ、各正誤表ヲ比較シ協議ノ上正誤ヲ定ムヘキ事

○方法中八級七級ノ二課ヲ示ス、余ハ類推スヘシ

○第八級

○読物
単語連語図第一ヨリ第八迄ノ内記憶シ難キ字ヲ抜出シ、単語ハ毎図各一字、連語ハ各一句ツヽヲ板上ニ記シ…略
（以下項目のみ）

○書取　○問答　○算術　○習字

○第七級

○読物　○書取　○問答　○算術　○習字

☆『桐生市教育史上巻１６６～１６７ページ』から転載